■定時総会講演概要録

平成25年6月26日（水）午後4時
前橋マーキュリーホテル

テーマ　『地方分権改革の動向』
講　師　　群馬県副知事　吉 川 浩 民　氏

略歴：昭和 39 年生まれ。東京大学法学部を卒業後、自治省（当時）に入省。その後、総務省、石川県庁、佐賀県庁などで要職を歴任。前職は内閣府地域主権戦略室参事官。平成 24 年 10 月から現職。

当研究会は、昭和47年、前橋・高崎を中心とする150万都市建設構想のもとに発足し、今年で41年目を迎えました。この間、平成元年には「東国市建設構想」を、また政府主導の〝平成の大合併〟のもと創立30周年を迎えた平成14年には「まず、前橋・高崎合併を!」との提言を行いました。併せて、我々はこれまで本県あるいは県央地域の知名度の低さを常々、指摘してきました。本地域のブランド力を高め、知名度をより向上するためにも、前橋・高崎の合併を中心とする政令指定都市の実現が、必要不可欠であると考えています。

このような状況下、平成25年度においては、大都市制度に関する議論が再燃する中、また東日本大震災後を見据えた首都機能の分担やバックアップ機能の重要性が叫ばれるなかで、「道州制」や「地方分権」などを中心とした調査・研究を通じて、群馬県央地域における政令指定都市のあり方を検討していくこととしておりました。そこで、定時総会記念事業として、講師に吉川浩民群馬県副知事をお招きし、『地方分権改革の動向』をテーマに講演会を実施しました。講師には、前職において内閣府地域主権戦略室参事官として地方分権改革に携わってこられた経緯等を踏まえ、地方分権の歩み、第2次分権改革や道州制など国の動き等を中心に大変貴重なお話をいただきました。会場には役員や会員のほか、大勢の一般の方々にもご参加をいただき、有意義なイベントとなりました。

今後の調査・研究活動に資するため、当日の講演資料（パワーポイント）を掲載いたしますので、ご参考いただければ幸いです。

地方分権改革の動向

平成 25 年 6 月 26 日

地方分権の歩み

平成5年の衆参両院の「地方分権の推進に関する決議」以降、第1次分権改革（H5～11）、三位一体改革を経て、第2次分権改革へ。
第2次分権改革では、第1次安倍内閣で設置された地方分権改革推進委員会の勧告を受け、国と地方の協議の場の法制化、義務付け・枠付けの見直し等について、順次具体化が進められている。

■第１次分権改革（H5～11）
【主な取組】機関委任事務制度の廃止、国の関与等の見直し、必置規制の見直し　等
→　国と地方が分担すべき役割の明確化

■三位一体改革（H14～17）
【主な成果】国庫補助負担金改革、所得税から個人住民税への税源移譲、地方交付税及び臨時財政対策債の総額の抑制

■第２次分権改革（H18～）
・地方分権改革推進法成立（H18第１次安倍内閣）　→　地方分権改革推進委員会発足（委員長：丹羽宇一郎）

地方分権改革推進委員会勧告
第１次（H20福田内閣）：重点行政分野の見直し、基礎自治体への権限移譲　等
第２次（H20麻生内閣）：出先機関改革、義務付け・枠付けの見直し　等
第３次（H21鳩山内閣）：義務付け・枠付けの見直しの重点事項、国と地方の協議の場の法制化　等
第４次（H21鳩山内閣）：地方税財政　等

これまでに以下の法律が成立。
第１次一括法（義務付け・枠付けの見直し等）（H23.4.28成立）
国と地方の協議の場法（H23.4.28成立）
第２次一括法（義務付け・枠付けの見直し、基礎自治体への権限移譲）（H23.8.26成立）
第３次一括法（義務付け・枠付けの見直し、基礎自治体への権限移譲）（H25.6.7成立）

地方分権改革による国と地方の機能強化

国と地方の役割分担の見直しにより、国は国家の本来的任務（外交・防衛・マクロ政策等）を重点的に担うこととする一方、地方は、一律ではなく地方の実情に応じて、自由に独自の施策を総合的に展開できるようにすることにより、双方の機能を強化する。

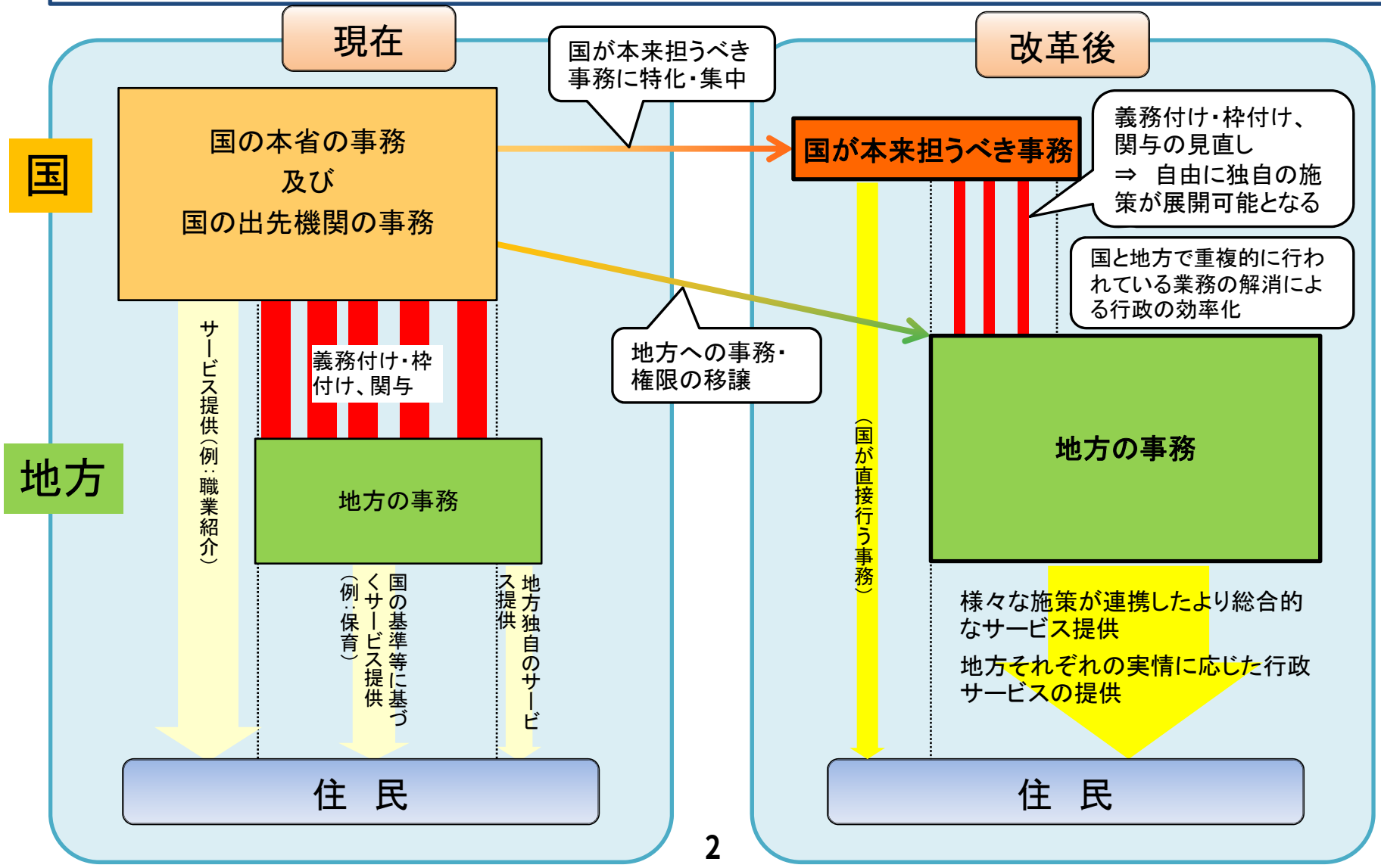

地方分権改革の各課題と経緯

地方分権改革推進委員会の議論・勧告事項
（第１次安倍政権下の H19.4.1 設置）

- 国と地方の協議の場の法制化
- 義務付け・枠付けの見直し
- 都道府県から基礎自治体への権限移譲
- 国から地方への事務・権限移譲等

委員会勧告を実現するため、
内閣としての推進体制を整備

地方分権改革推進本部
（H19.5.29 閣議決定により設置）

地域主権戦略会議
（H19.11.17 閣議決定により設置）

民　主　政　権

国と地方の協議の場法が成立
（自公も賛成）
同法に基づき運営

第１次・第２次一括法が成立
（自公も賛成）

下記の出先機関の原則廃止に注力。必ずしも取組は進まず。

地域自主戦略交付金
8府省18事業のうち、県･政令市が自主的に選択した事業に交付金を交付。

出先機関の原則廃止
出先機関の事務･権限のブロック単位での移譲に関する法案を閣議決定するものの、国会には提出せず。

自　公　政　権

同法に基づき引き続き運営。
【H25 の開催実績】
1/15 H25 予算編成及び地方財政対策等
6/ 5 地方分権改革の取組、骨太の方針の策定等

H25.6.7 第３次一括法が成立

これまでの関係府省における検討内容や地方の声を踏まえ、国から地方への事務・権限の移譲等を検討。

同交付金は廃止し、各府省に移行。メニューの大括り化や事務手続の簡素化などの運用改善等を実施(H25)。

同法案は提出せず、上記の国から地方への事務・権限移譲に注力。

地方分権改革推進本部
H25.3.8 閣議決定で設置。総理を本部長とし、全閣僚で構成。
政策検討機能

地方分権改革有識者会議
H25.4.5 地方分権改革担当大臣の下に設置。4/12 以降3回開催。地方分権の在り方など議論。
調査審議機能

- 雇用対策部会
- 地域交通部会
- ○○部会

国と地方の協議の場に関する法律の概要

概要

① 構成・運営

・議員

国　：内閣官房長官、特命担当大臣、総務大臣、財務大臣、内閣総理大臣が指定する国務大臣

《議長・議長代行を内閣総理大臣が指定》

地方：地方六団体代表（各１人）《副議長を互選》

・臨時の議員

議員でない国務大臣、地方公共団体の長・議会の議長

・内閣総理大臣は、いつでも出席し発言可

② 協議の対象

次に掲げる事項のうち重要なもの

・国と地方公共団体との役割分担に関する事項

・地方行政、地方財政、地方税制その他の地方自治に関する事項

・経済財政政策、社会保障・教育・社会資本整備に関する政策その他の国の政策に関する事項のうち、地方自治に影響を及ぼすと考えられるもの

運営規則により、「臨時に招集する場合のほか、毎年度4回開催する」とされている

③ 招集等

・内閣総理大臣が招集（毎年度一定回数。臨時招集も可）

・議員は内閣総理大臣に対し招集を求めることが可

④ 分科会

分科会を開催し、特定の事項に関する調査・検討が可能

⑤ 国会への報告

議長は、協議の場の終了後遅滞なく、協議の概要を記載した報告書を作成し、国会に提出

⑥ 協議結果の尊重

協議が調った事項については、議員・臨時の議員は、協議結果を尊重しなければならない

⑦ 施行期日

公布の日（平成23年５月２日）

イメージ

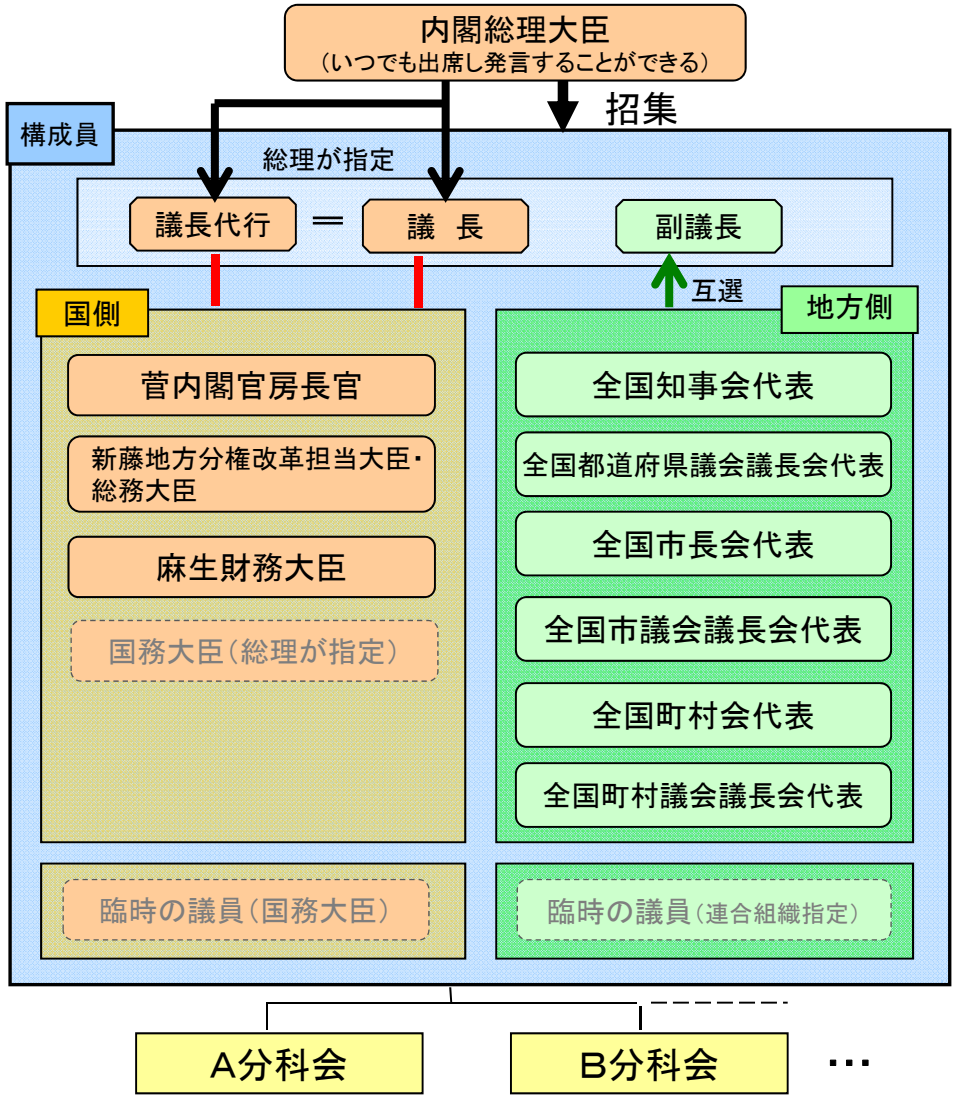

※分科会については、協議の場に諮って定める

義務付け・枠付けの見直し状況

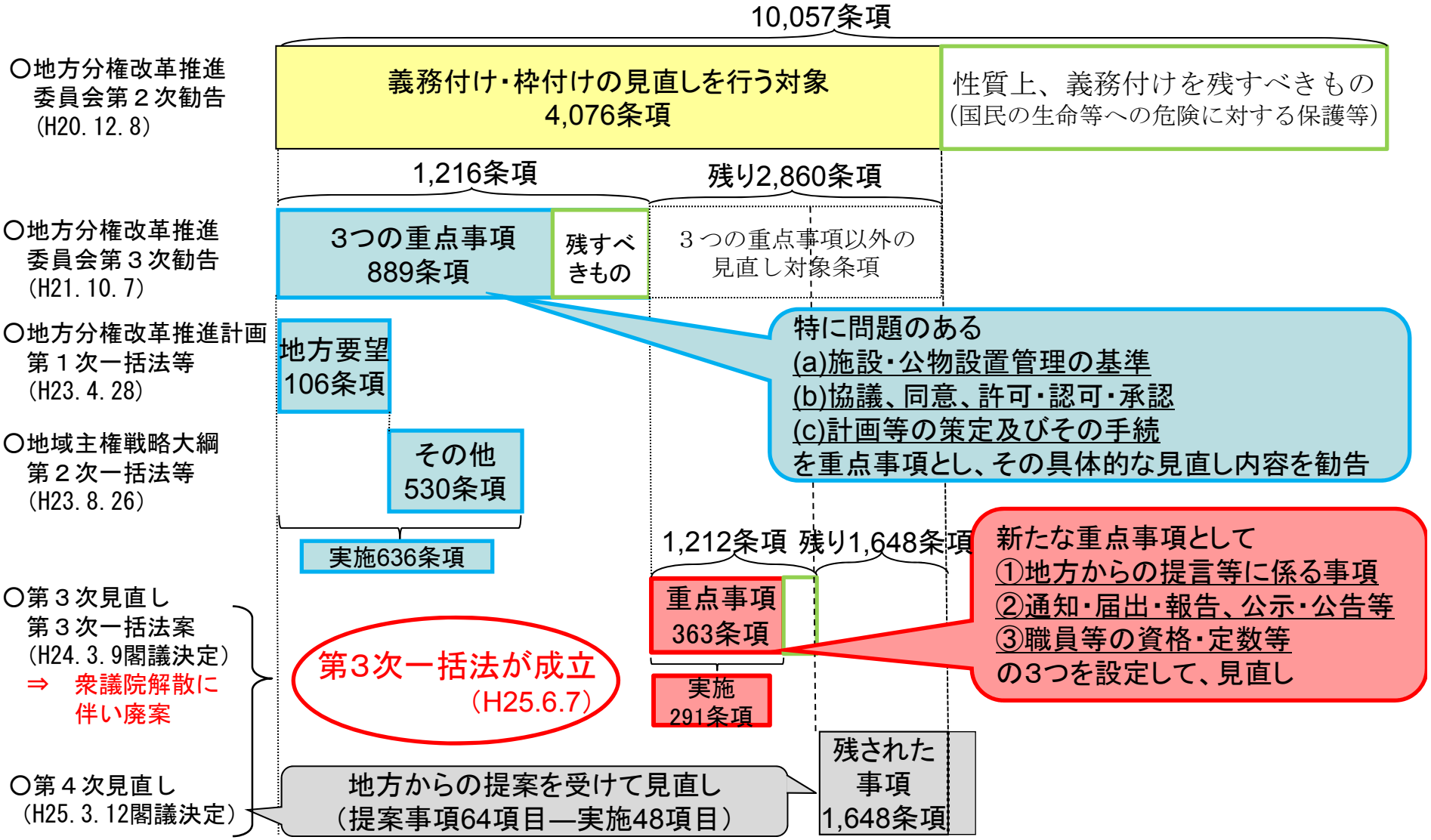

義務付け・枠付けを見直すべきとされた1,316条項に対し、975条項の見直しを実施（実施率74%）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第３次一括法）の概要

平　成　25　年　6　月
内閣府地方分権改革推進室

1. 義務付け・枠付けの見直しの経緯

◇地方公共団体に対する義務付け・枠付け等については、地方分権改革推進委員会の勧告を受けて、対象となる約4千条項について順次見直しを実施しているところであるが、第3次見直しに係る事項（衆議院解散に伴い、旧第3次一括法案は廃案）及び地方からの提案を受けた第4次見直しに係る事項について、関係法律の整備を行うもの。

・第1次見直し－第1次一括法（平成23年4月成立）
・第2次見直し－第2次一括法（平成23年8月成立）
・第3次見直し－旧第3次一括法案（衆議院解散に伴い廃案）
・第4次見直し－「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」（平成25年3月閣議決定）

第3次一括法が成立
（平成25年6月7日）
74法律を一括改正

2. 主な改正内容

（1）第3次見直し関係

通知・届出・報告、公示・公告等

・農用地利用規程の認定に際し公告義務を廃止
・宅地造成工事規制区域の指定の大臣への報告義務を廃止

職員等の資格・定数等

・消防長及び消防署長の資格の条例委任
・私立学校審議会等の委員定数の廃止
・児童福祉審議会、都道府県建築士審査会等の委員定数の上限の廃止

（2）第4次見直し関係

地方からの提案等に係る事項

①義務付け・枠付けの見直し
・地方独立行政法人の合併手続の円滑化等
・地方青少年問題協議会の委員資格要件の廃止
・鳥獣保護区における特別保護地区の再指定等に係る環境大臣の協議の届出化

②都道府県から基礎自治体への権限移譲
・高度管理医療機器（コンタクトレンズ等）販売業等の許可等の権限を、保健所設置市及び特別区に移譲
・市街地再開発事業における事業認可権限等を指定都市に移譲　等

3. 施行期日

①直ちに施行できるもの　→　**公布の日（平成25年６月14日）**
②政省令等の整備が必要なもの　→　**公布の日から起算して３月を経過した日（平成25年９月14日）**
③地方自治体の条例や体制整備が必要なもの　→　**平成26年４月１日**　等

国の基準と異なる地方独自の基準の具体例（第１次・第２次見直し）

公営住宅の入居基準

	従前の国の基準	地方独自の基準（条例）
入居者の対象範囲（裁量階層）	未就学児童がいる世帯	「中学生以下の児童がいる世帯」に拡大【奈良県桜井市等】 「18歳未満の多子世帯（３人以上）」を追加【福井県永平寺町等】
	精神障害者１、２級	精神障害者３級に拡大【大分県別府市等】

	入居者の収入基準
裁量階層	月収25．９万円以下で条例で定める額
本来階層	月収15．８万円を参酌して条例で定める額

道路の構造に関する基準

	国の参酌基準	地方独自の基準（条例）
交差点の屈折車線幅（右折レーン）	都市部のみ縮小可能	郊外部についても、縮小を可能にし、右折レーンの設置を容易に【愛知県等】
歩道の幅員	路上施設帯を含めて原則2．0m以上	人や車椅子の移動を可能にするため有効幅員を原則2．0m以上【京都府】
		１．５mまで縮小できることとし、歩道整備を促進【岐阜県】
勾配	最大12％	最大17％まで引き上げることとし、急傾斜地における道路整備を促進【長崎市】

このような道路でも右折レーンの設置が可能に

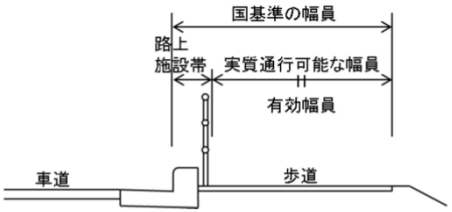

保育所の設備・運営に関する基準

		国の基準	地方独自の基準（条例）
１歳児の乳児１人当たり面積	乳児室	１．65㎡以上	３．３㎡以上【大阪市】
	ほふく室	３．３㎡以上	原則３．３㎡以上。待機児童が発生している区域の保育所は、１．65㎡以上【大阪市】

国の出先機関から都道府県等への事務・権限の移譲等をめぐる状況

先の自公政権当時の状況

- **19 年5 月：経済財政諮問会議の提案**

地方に移譲可能かどうかなどの観点から、国の出先機関の事務の分類等を提案。

- **20 年12 月：地方分権改革推進委員会第2次勧告**

国の出先機関の事務・権限116事項の見直し、組織の改革等を勧告。

- **21 年3 月：「出先機関改革に係る工程表」を政府の地方分権改革推進本部で決定**

第2次勧告を踏まえて出先機関改革（事務・権限の見直し、組織の改革等）のおおむね3年間の工程を定めるもの。

※直轄道路・直轄河川の事務・権限の見直しを含む。

※第2次勧告の勧告事項のうち組織の改革については、与党内にも強い反対あり。

- **21 年9 月：政権交代後、工程表は事実上凍結・白紙状態に**

民主党政権当時の状況

- **22年8月：各府省の検討（同年10月に再検討）**

出先機関の事務・権限473事項を移譲するかどうかを検討。その結果、全国一律・一斉に移譲可能とされたもの（A-a事務）は、473事項中78事項（うち工程表の116事項に対応するものは24事項）。

- **23年6月：移譲事務の工程案を地方側に提示**

各府省の検討で移譲可能とされた「A-a事務」について移譲に向けた工程案を提示するも、地方側は「出先機関原則廃止には到底つながらない」として受け入れず。

- **23年夏以降：出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲の検討本格化→24年11月法案を閣議決定(国会未提出)**

- **23年12月：「出先機関の原則廃止に向けた今後の取組方針」（地域主権戦略会議了承）→進捗なし**

「A-a事務」と全国知事会が特に先行的に移管を求める3事務（※）の両方を検討のテーブルに乗せて議論を進める。

※「農地転用に関する事務」、「中小企業やベンチャー企業の支援、地域産業の振興、産学官連携推進に関する事務」及び「利便性の高い交通体系の構築に関する事務」

国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案（H24.11.15閣議決定）のイメージ

［目的］

国の特定地方行政機関の事務等の地方公共団体への移譲を推進

○住民の福祉の向上
○国・地方公共団体を通じた行政の効率化

［基本理念］

① 特定広域連合等の自主性及び自立性が十分に発揮されること
② 住民の福祉の向上に寄与すること
③ 国及び地方公共団体を通じた行政の効率化に寄与すること

事務等の移譲は、①～③を旨として行われなければならない。

［制度全体のイメージ］

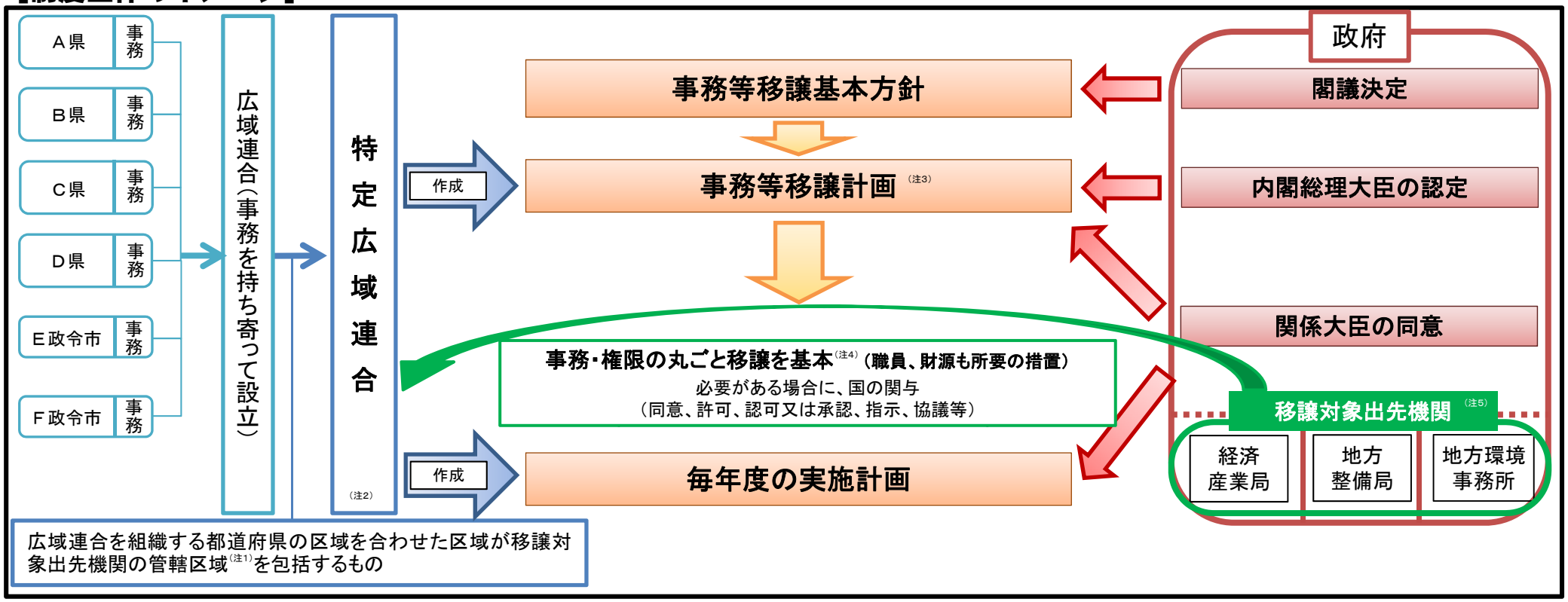

（注1）当該管轄区域に含まれないとすることについて相当の合理性が認められる区域を除く。
（注2）制度を利用できる主体として、移譲対象出先機関の管轄区域を包括する都道府県（北海道、沖縄県）も想定。
（注3）事務等移譲計画には、移譲事務等と移譲事務等に関連する事務等の効果的かつ効率的な実施に関する事項についても記載。
（注4）移譲された事務等については、当分の間、法定受託事務とみなされる。
（注5）法施行後1年を経過した場合に、事務等移譲計画の認定の申請の状況等を勘案し、移譲推進の観点から、法律の規定について検討を加えることとしている。

［出先機関の移管に対する市町村意見の反映（イメージ）］

事務等移譲基本方針（閣議決定）…出先機関の移管にあたっては、大半の市町村の理解が必要である旨定める
（⇒　大半の市町村の理解が得られないまま、事務等移譲計画の認定申請を行っても、計画は認定されない）

市　町　村

意見（・出先機関の移管の可否 ・事務等移譲計画の内容等）

特定広域連合等
- 事務等移譲計画
- 毎年度の実施計画

広域連合はできる限り市町村意見を反映しなければならない

いわゆる協議の場の開催

A県知事
B県知事
C県知事
D県知事
E政令市長
F政令市長

いわゆる協議の場

A県市町村4団体
B県市町村4団体
C県市町村4団体
D県市町村4団体

※　市町村の意見が十分に反映されない場合などには、市町村にいわゆる協議の場の発議権

事務等移譲基本方針（閣議決定）の中で明示

特定広域連合委員会への参画

特定広域連合委員会

A県知事　B県知事　C県知事　D県知事　E政令市長　F政令市長

各県の市長会会長　各県の町村会会長

市町村の代表者が特定広域連合委員会に特別委員として参加
（特定広域連合委員会において、議決権を有する特別委員として定めることも可能）

ハローワーク浦和におけるハローワーク特区

平成24年10月29日事業開始

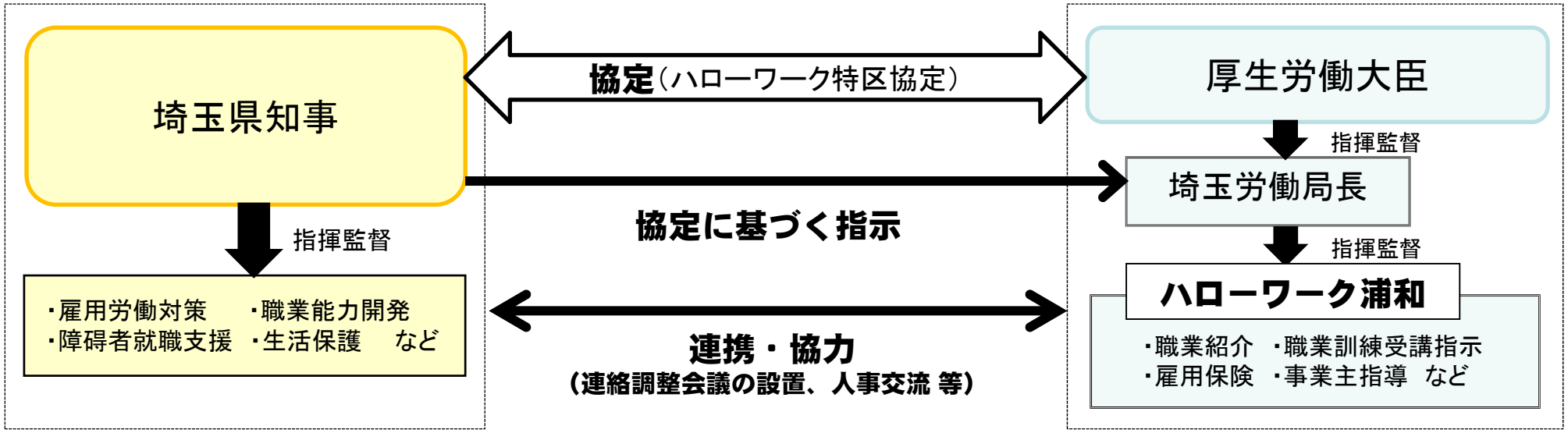

協定の主な内容

（平成24年8月30日締結）

○ 特区では次の事業を推進するとともに、事業内容や事業目標等を定めた事業計画を策定する。
- ・ハローワーク浦和の行う支援と埼玉県の行う支援を一体的に実施すること等による若者、女性、中高年及び障害者の就職支援並びに事業者向け支援の強化
- ・生活・住宅総合相談窓口の設置等による求職者に対する支援の強化

○ 埼玉県知事は、特区における事項に関し、埼玉労働局長に対して必要な指示をすることができる。

○ 指示は、法令・予算に反するなど合理的な理由がない限り、当該業務に反映させるよう必要な措置を講ずる。

具体的な事業内容

＜ハローワーク浦和・就業支援サテライトの新設＞

・武蔵浦和駅前の県有施設（ラムザタワー）に、相談から職業紹介までワンストップで支援する施設を新設し、以下のコーナーを設置。

国	国	県	県・市	県社協
①ハローワークコーナー ：求職者に対する職業相談・職業紹介を実施	②マザーズコーナー ：子育て中の方向けの職業相談・紹介	③中高年コーナー ：40歳以上の中高年の方向けの職業相談・紹介	④生活・住宅総合相談コーナー ：職と住まいを失った方などが対象	⑤福祉人材就職コーナー ：介護など福祉に関する仕事を希望する方向けの職業相談・紹介

・④のコーナーにおいて、さいたま市との連携の下、生活・住宅総合相談を実施。

・本人の同意を得た利用者情報について各窓口で共有し、より効果的な支援を実施。

※①と③～⑤は相互に連携

地方分権に係る有識者会議及び推進体制

有識者会議	推進体制

H7.7.3
H9.11

地方分権推進委員会
委員長：諸井　虔（太平洋セメント相談役〔当時〕）
設置根拠：法律（地方分権推進法）
（５年時限（途中で１年延長））
所掌事務：内閣総理大臣に対して勧告

地方分権推進連絡会議
設置根拠：官房長官決裁
（構成員は官房長）
所掌事務：地方分権の推進

H13.7.3

地方分権改革推進会議
議長：西室　泰三（株式会社東芝取締役会長〔当時〕）
設置根拠：政令（３年時限）
所掌事務：内閣総理大臣に対して意見

H16.7.2

H18.9
第１次安倍内閣
H19.9

H19.4.1

地方分権改革推進委員会
委員長：丹羽　宇一郎
（伊藤忠商事株式会社取締役会長〔当時〕）
設置根拠：法律（地方分権改革推進法）
（３年時限）
所掌事務：内閣総理大臣に対して勧告

（H19.5.29 設置）
地方分権改革推進本部
設置根拠：閣議決定（構成員は全閣僚）
所掌事務：地方分権改革の推進

H21.11.17

H22.3.31

地域主権戦略会議
設置根拠：閣議決定（構成員は関係閣僚と有識者）
所掌事務：施策の検討及び地方分権改革推進委員会勧告の実施
※第一次一括法案で地域主権戦略会議を法律により位置づけようと試みたが、議員修正により同会議に関する条項は削除された。

H24.12
第２次安倍内閣

H25.3.8

H25.4.5

地方分権改革有識者会議
座　　長：神野　直彦
（東京大学名誉教授）
設置根拠：内閣府特命担当大臣決定
所掌事務：地方分権改革の調査・審議

地方分権改革推進本部
設置根拠：閣議決定（構成員は全閣僚）
所掌事務：地方分権改革の推進
メンバー：内閣総理大臣（本部長）
内閣官房長官
内閣府特命担当大臣（地方分権改革）
その他全閣僚

平成25年５月28日 地方分権改革推進本部資料
「個性を活かし自立した地方を作るために」

Mission ミッション

個性を活かし自立した地方をつくる
～更なる地方に対する規制緩和(※)と権限移譲
※義務付け・枠付けの見直しを指す

Vision ビジョン

- 行政の質と効率を上げる
- まちの特色・独自性を活かす
- 地域ぐるみで協働する

Approach アプローチ

新たなる推進体制の構築

- 地方分権改革推進本部で政策を検討・決定
- 有識者会議による調査・審議
- テーマごとに専門部会を設け、客観的な評価・検討

まずは、雇用対策部会と地域交通部会の2つを設置。無料職業紹介、自家用有償旅客運送等に関する事務・権限の見直しをテーマとして議論開始。夏頃に一定の結論を得る。

Point ポイント

1：住民の想いを大切にする

- 地域に対する住民の想いを大切にする
- 改革が住民生活をどう豊かにするのかを意識する

2：基礎自治体の考え方を汲み取る

- 都道府県や、住民に最も身近な市町村の意向に配慮しながら、改革を進める
- 多様な自治体の状況を踏まえる

3：地域の元気をつくる

- 地域の人材の持てる力を活かす
- 地域資源を掘り起こし、最大限活用する
- 日本全体の成長戦略に資するよう改革を目指す

4：広域の連携を促進する

- 多様なネットワークを活用する
- 特に防災対策に係る緊密な連携は不可欠

Vision1．行政の質と効率を上げる

- 住民サービスの質を上げる
- スピード感のある政策実行
- 総合的なサービス提供
- 国と地方の重複業務の解消
- 電子行政などイノベーションの導入

地域における責任ある判断ができるよう
更なる地方に対する規制緩和と権限移譲

住民に幸せをもたらし、
元気を育てる

Vision2．まちの特色・独自性を活かす

- 個性や地域の資源を活かす
- 独自の発想による施策
- 各地域の競い合い

Vision3．地域ぐるみで協働する

- 様々な活動主体を有機的に結びつける
- 住民と自治体の相互の信頼関係
- 多様な人材の活躍
- 地域間の更なるネットワーク

2

道州制に関する近年の動き

年	(2004) 平成16		(2005) 平成17		(2006) 平成18	(2007) 平成19			(2008) 平成20		(2009) 平成21	(2010) 平成22		(2012) 平成24	
月	3	10	10	12	2	2	6	11	3	7	9	2	6	9	12
経緯	第二十八次地方制度調査会発足	**自民党「道州制調査会」を設置**	自民党道州制調査会「中間報告」	第二十八次地方制度調査会答申「地方議会のあり方に関する答申 地方の自主性・自律性の拡大及び」	**第二十八次地方制度調査会答申「道州制のあり方に関する答申」**	**道州制ビジョン懇談会発足**	自民党道州制調査会「第2次中間報告」	自民党「道州制推進本部」を設置	**道州制ビジョン懇談会中間報告**	自民党道州制推進本部「第3次中間報告」	H21.9 民主党に政権交代	**道州制ビジョン懇談会廃止**	地域主権戦略大綱閣議決定	**自民党・道州制推進本部 道州制基本法案(骨子案)**	H24.12 自民党に政権交代
内閣等	第二次小泉内閣 H15.11～H17.9		第三次小泉内閣 H17.9～H18.9			第一次安倍内閣 H18.9～H19.9 (道州制担当大臣) 増田寛也 渡辺喜美 佐田玄一郎			福田内閣 H19.9～H20.9 (道州制担当大臣) 増田寛也		※道州制担当大臣設置されず			第二次安倍内閣 H24.12～ (道州制担当大臣) 新藤義孝	

道州制基本法案（骨子案）の概要

【基本理念】

・国家機能の集約、強化を図り、道州及び基礎自治体を中心とする地方分権体制を構築。
・道州は、従来の国家機能の一部を担い、国際競争力を持つ地域経営の主体として構築。
・基礎自治体は、住民に直接関わる事務について、自ら実践できる地域完結性を有する主体として構築。
・国及び地方の組織を簡素化。
・東京一極集中を是正し、活力ある地方経済圏を創出。

【基本的な方向】

・都道府県を廃止し、全国の区域を分けて道州を設置。
・基礎自治体は、市町村の区域を基礎として編成。
・道州・基礎自治体の長・議会の議員は、住民が直接選挙。
・国の行政機関は整理合理化し、道州等に関する国の関与は縮小。

【道州制推進本部】

・内閣総理大臣を本部長とする道州制推進本部を設置。
・道州制推進本部は、道州制に関する企画立案等を所掌。

【道州制国民会議】

・内閣府に道州制国民会議を設置。
・国会議員、地方公共団体の長・議会議員、有識者のうちから 30 人以内で構成。
・内閣総理大臣の諮問に応じて道州制に関する重要事項を調査審議し、３年以内に答申。
（諮問事項：「道州の区割り」、「国、道州及び基礎自治体の事務分担」など 12 項目。）

【法制の整備】

・道州制国民会議の答申から２年を目途に必要な法制の整備を実施。

（自由民主党HPに掲載されている「道州制基本法案（骨子案）」より作成）

第30次地方制度調査会「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」の概要

○ 平成23年8月に設置された第30次地方制度調査会では、平成24年1月17日の第3回総会以降、諮問事項のうち「大都市制度のあり方」及び「基礎自治体の行政サービス提供体制」について専門小委員会で計36回審議。平成25年6月17日開催の第5回総会において、「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」を取りまとめ。

○ 人口減少社会（平成38年に1億2000万人を下回り、平成60年に1億人を下回ると予測）において、人々の暮らしを支え、経済をけん引していく核となる都市やその圏域を戦略的に形成し、その上で全国の基礎自治体が人々の暮らしを支える対人サービスを持続可能に提供していく仕組みが必要との認識に立ち、以下の制度の見直し等を答申。

現行の大都市等に係る制度の見直し

（指定都市制度）

○ 「二重行政」の解消 （都道府県から指定都市への事務移譲等）

- 指定都市・道府県の多くが移譲に賛成している事務（31事務：県費負担教職員の給与負担など）や都道府県条例で移譲実績のある事務（21事務）（重複除くと計35事務）は移譲を基本
- 道府県等が移譲に懸念を示した事務も、例えば計画区域が指定都市の区域を超えない場合に限る等の工夫を講じて移譲できないか更に検討（例：都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定権限）
- 指定都市と都道府県が同種の任意事務等を調整する協議会の設置、協議が調わない場合の何らかの裁定等の仕組みが必要

○ 事務移譲に伴う税財源の配分

- 県費負担教職員の給与負担等、指定都市にまとまった財政負担が生じる場合、道府県税と市町村税で課税標準が共通する税目に係る税源移譲や税交付金なども含めて財政措置のあり方を検討
- 指定都市側と関係道府県側で協議の場を設け、合意形成が図られるべき

○ 「都市内分権」による住民自治強化 （特に人口が非常に多い指定都市）

- 区の役割の拡充、区長に独自の権限（人事・予算等）
- 区長を市長が議会同意を得て選任する特別職にすることを選択可能にすべき
- 市議会内に1又は複数の区ごとの常任委員会を設置
- 区に教育委員会や区単位の市教委事務局（教育委員会制度を見直す場合は、教育行政に係る補助機関）の設置を可能にすべき

（中核市、特例市制度）

- 現在の特例市に一層の事務の移譲を可能とするため、人口20万以上であれば保健所を設置することにより中核市となる形で両制度を統合
（現在の特例市が少なくとも従来処理してきた事務を処理し続けることを前提）
- 都道府県からの事務移譲は法令によるほか、条例による事務処理特例制度を活用
- 都道府県条例により市町村の事情を踏まえた事務移譲を行うため、都道府県が人的支援、財政措置に係る運用上の工夫を行うほか、市町村長による移譲事務の要請権限の積極的活用が必要

（都区制度）

- 都から特別区へ小規模区間の連携等の工夫により更なる事務移譲（例：児童相談所）を検討。その他は都とそれぞれの特別区の間で条例による事務処理特例を活用することを検討
- 社会経済情勢の変化を踏まえた特別区の区域の見直しを検討

新たな大都市制度

（特別区制度の他地域への適用）

・ 道府県での特別区の設置により国や他の地方自治体の財政に影響が生じないよう特に留意

・ 事務分担は、都が基礎自治体に代わり一体的に処理している事務は道府県が処理することを基本とし、道府県の特別区が都の特別区が処理していない中核市並みの事務を処理する場合には円滑に処理できるかという点に留意

・ 税財源は、道府県・特別区の事務の規模に応じて適切に配分されることが基本。地方交付税は、都区合算制度等の現行制度が基本。特別区の処理する事務や特別区の規模によっては、調整3税（固定資産税、市町村民税法人分、特別土地保有税）以外の調整財源が必要となる場合があることに留意

・ 財産処分及び職員の移管は、事務分担に応じることを基本に検討

（特別市（仮称））

・ 全ての都道府県・市町村事務を処理することによる二重行政の完全解消、効率的・効果的な行政体制、政策選択の自由度向上等に意義

・ 住民代表機能のある区の必要性、警察事務の分割による広域犯罪対応への懸念、全道府県税・市町村税を賦課徴収することによる周辺自治体への影響等の課題について、更に検討が必要

・ まずは都道府県から指定都市への事務と税財源の移譲により実質的に特別市（仮称）へ近づけることとし、上記の課題は引き続き検討

（三大都市圏域の調整）

・ 三大都市圏において、圏域にわたる行政課題（交通体系整備、防災対策等）に関し、連絡調整や計画策定を行う協議会等の枠組みを設けることについて引き続き検討

基礎自治体の行政サービス提供体制

（総論）

・ 自主的な合併や、市町村間の広域連携、都道府県による補完など多様な手法の中で、各市町村が最も適したものを自ら選択できるようにする必要

（「平成の合併」後の基礎自治体）

・ 合併により、行財政の効率化、広域的なまちづくり等の成果がある一方で、専門職員の不足や行政区域の広域化等に伴う課題も存在

・ 合併による行政区域の広域化を踏まえた財政措置が必要

（新たな広域連携等）

○ 新たな広域連携制度

・ 以下の広域連携等を一層進めていくため、現行の一部事務組合や事務の委託等の制度のほか、地方公共団体間の柔軟な連携を可能とする仕組みを制度化すべき

○ 地方圏における市町村間の広域連携

・ 地方圏では、「地方中枢拠点都市」（指定都市、中核市、特例市のうち地域の中枢的な役割を果たすべき都市）等を中心とした連携（地方中枢拠点都市等に対して、圏域における役割に応じた適切な財政措置）

・ それ以外の定住自立圏施策の対象地域では定住自立圏の取組を一層促進

○ 三大都市圏の市町村における広域連携等

・ 三大都市圏では、面積は狭いが規模・能力が一定以上ある都市の間で、水平・相互補完的、双務的な役割分担を促進

・ 合併については、特に三大都市圏の市町村に対して、自主的な選択の尊重を前提とした上で、その成果や課題について、十分な情報提供が必要

○ 都道府県による補完

・ 地方中枢拠点都市等から相当距離がある等、市町村間の広域連携が困難な場合は、地域の実情を十分踏まえた上で、都道府県による補完も選択肢